

福祉用具貸与の例外給付届等の提出に係るフローチャート

はじめに、

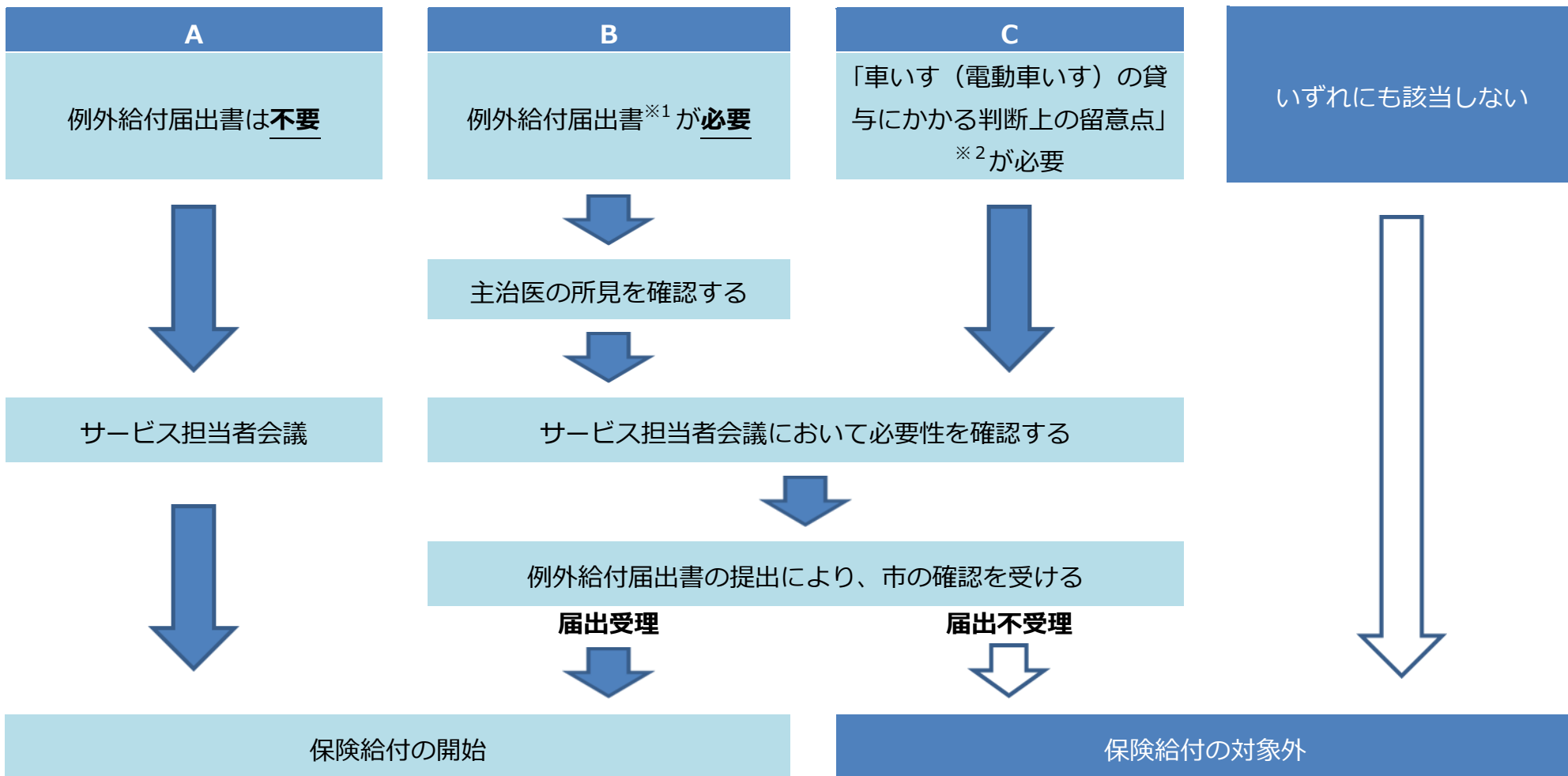
「例外給付届等の提出に係る簡易チェック表」を使って以下の内容の確認を行う

- ✓ 「貸与種目の利用が想定される状態像」
- ✓ 「認定調査票の基本調査の結果」に基づき給付の対象となるか



チェックの結果、

- ・「認定調査票の基本調査の結果」に基づき給付の対象となる場合 →Aへ進む
- ・ Aに該当しないが、「i 状態の変化」「ii 急性憎悪」「iii 医師禁忌」のいずれかに該当すると考えられる場合 →Bへ進む
- ・ (車いすのみ) A, Bいずれにも該当しないが、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」に該当すると考えられる場合 →Cへ進む



※1 例外給付届出書の提出にあたっては、別紙1「軽度者に対する福祉用具貸与について」を確認してください。

※2 「車いす(電動車いす)の貸与にかかる判断上の留意点」の提出にあたっては、別紙2「要支援1・2及び要介護1認定者への福祉用具貸与費算定の可否について(車いす・移動用リフト)」を確認してください。